

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要

1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）とは

- **個人番号（マイナンバー）**は、国の行政機関や地方公共団体などの複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための社会基盤になるものです。
- マイナンバーを利用することで、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会の実現などの効果が期待されます。



- ・ 平成 27 年 10 月に、住民票を有する全ての方に一人一つのマイナンバー（12 桁）が通知されます。
- ・ 平成 28 年 1 月から、**社会保障・税・災害対策**の行政手続において市や国の行政機関等に対してマイナンバーの告知が必要となります。

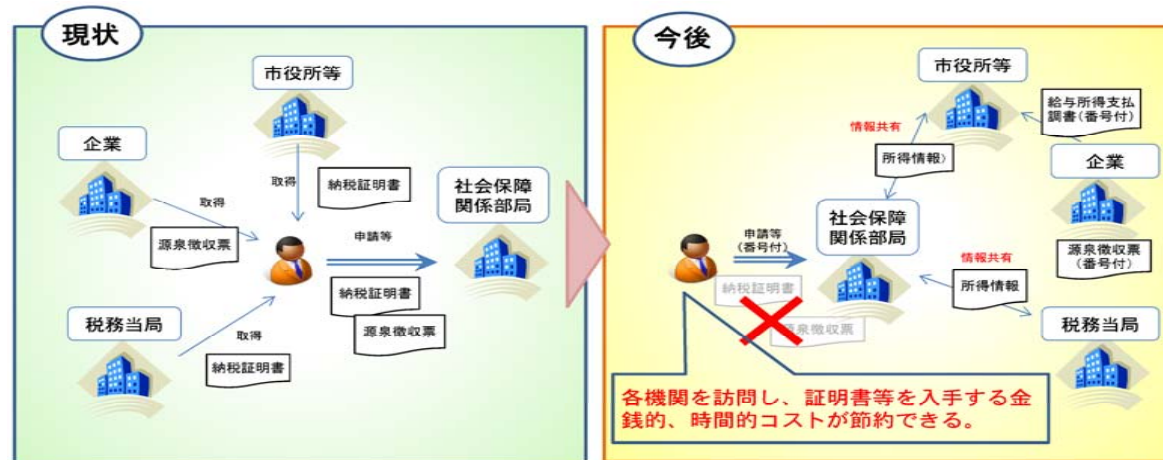
2 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の効果等

(1) 行政の効率化

- ・ 地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減されます。

(2) 利便性の向上

- ・ 地方公共団体などに対して申請を行う際に提出する各種証明書等が減るなど、行政手続が簡素化され、市民の負担が軽減されます。



(3) 公平・公正な社会の実現

- ・ 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや不正受給等を防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができますようになります。

(4) 個人情報の適切な管理・保護対策

- ・ マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）で定められるものに限り、**情報提供ネットワークシステム**を使用して情報の照会・提供を行うことができる「**分散管理**」の方法がとられます。
- ・ マイナンバーを使って自分の個人情報がどのようにやりとりされているかを自分で確認できる手段として、平成 29 年 1 月から**情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）**が稼働する予定です。
- ・ マイナンバーをその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な取扱いについて**特定個人情報保護委員会**による監視・監督が行われるとともに、国の行政機関や地方公共団体等に**特定個人情報保護評価**の実施が義務付けられます。

3 今後の主なスケジュール

- **平成 27 年 10 月**に、住民票を有するすべての方に**マイナンバーを通知**するカードを郵送します。
- **平成 28 年 1 月**から、社会保障、税、災害対策の行政手続において市や国の行政機関等に対してマイナンバーの告知が必要となります。また、**希望される方に対して個人番号カードの交付を開始**します。



表面(案)



裏面(案)

- ※ 個人番号カードをお持ちの場合には、市の窓口等でスムーズに本人確認等の手続きを行うことができます。
- ※ 個人番号カードにはマイナンバー、基本 4 情報（氏名・住所・生年月日・性別）、電子証明書などの最低限の情報のみが記録されます。

- 平成 29 年 1 月から、国の行政機関の間でマイナンバーを利用した情報のやりとりが開始されます。
- 平成 29 年 7 月から、地方公共団体と他の行政機関等（国の行政機関や他の地方公共団体等）との間でマイナンバーを利用した情報のやりとりが開始されます。**（＝マイナンバー制度の本格運用開始）**

4 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に向けた川崎市の主な取組

(1) マイナンバーの付番に向けた取組

住民票を有する全ての方に付番するための住民基本台帳システムの改修等を進めています。

(2) 個人番号カードの交付・普及に向けた取組

個人番号カードに搭載される公的個人認証の機能を用いたコンビニエンスストアにおける各種証明書の発行サービスなど、個人番号カードの便利な活用方法を検討しています。

(3) 国の行政機関等との情報連携に向けた取組

複数の行政機関の間において、機関ごとに管理している同一人の個人情報をマイナンバーにより紐付けし、相互に活用するための業務システムの改修等を進めています。

(4) 個人情報の保護に関する取組

マイナンバー利用による個人情報保護対策として、**特定個人情報保護評価を実施**するとともに、**川崎市個人情報保護条例の改正**等を行います。

<特定個人情報保護評価とは>

- 特定個人情報保護評価は、特定個人情報の制度上の保護措置の一つであり、番号法において、特定個人情報ファイルを保有しようとする地方公共団体等に実施が義務づけられています。
- 本市においても、番号法の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前に、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他のリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置等を市のホームページ等で公表します。

<特定個人情報保護評価の実施方法>

- 番号法等の規定に基づき、①当該特定個人情報ファイルに記録される本人の数、②当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数、③評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、特定個人情報保護評価の種類（**基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価**）を判断します。
- **全項目評価**の実施に際しては、番号法等の規定に基づき、①評価書の案を公示し広く市民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行うとともに、②専門性を有する第三者による点検（以下「第三者点検」といいます。）を受けることとします。

(5) マイナンバー制度の効果的な活用方策の検討

本市独自のマイナンバーや個人番号カードの利用方法等について検討を行っています。